

# パブリックコメント

制度で

市民のみなさん  
のお声を、お聴  
かせください。

## 募集期間

令和5年（2023年）  
12月15日（金）から

令和6年（2024年）  
1月22日（月）まで

パブリック・コメント制度は、  
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから  
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう  
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

「健康で、安心して自分らしくいきいきと  
暮らし続けられるまち宝塚」をめざして

宝塚市では、

宝塚市地域包括ケア推進プラン  
（宝塚市高齢者福祉計画・  
第9期宝塚市介護保険事業計画）

について、市民のみなさんからのご意見を  
募集しています。



（お問合せ先）  
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
宝塚市役所 健康福祉部  
安心ネットワーク推進室 介護保険課  
Tel 0797-77-2136 Fax 0797-71-1355

## 宝塚市地域包括ケア推進プラン(宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画)(素案)への意見募集について

### 1 宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画(素案)とは

本計画(案)は、本市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るため、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画として一体的に策定します。計画期間は、令和6年度(2024年度)から8年度(2026年度)までの3か年です。

### 2 計画(案)策定の経過

本計画(案)の策定にあたり、宝塚市介護保険運営協議会(知識経験者、保健、医療、福祉関係者、関係行政機関、公募による市民の合計13名の委員で構成する)において、5回の審議が行われました。宝塚市介護保険運営協議会の委員名簿は、計画書本編(素案)のとおりです。

### 3 計画(案)のポイント

#### (1)基本理念

「健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」

#### (2)基本方針

- ①自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがいづくり
- ②住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築
- ③介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実

#### (3)重点取組

- ①介護予防・重度化防止の推進
- ②見守り・支えあい活動の促進
- ③認知症施策の推進
- ④在宅医療・介護連携の推進
- ⑤介護人材の確保、育成

#### (4)前計画からの主な改正点

- ①重点取組の指標の見直しを行います。
- ②重点取組に新たに「介護人材の確保、育成」を追加します。
- ③地域密着型サービスの基盤整備計画について、ブロックごとではなく、市全域での整備計画とします。
- ④より読みやすい計画となるよう、計画書本編の分量を減らします。

## 4 意見募集の目的

本計画(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、本計画(案)に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- (1)宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画(案)に対する意見募集
- (2)別紙「意見提出用紙」
- (3)宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画(案)の概要版
- (4)宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画(案)

## 5 計画(案)の公表方法について

パブリック・コメントの計画書(案)の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- (1)市ホームページ(<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

・健康福祉部 安心ネットワーク推進室 介護保険課のページ



・トップページから「宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画」で検索するか、または「検索性 ID:1022497」を入力し検索することもできます。

- (2)市の窓口

・市役所介護保険課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び健康センターで公表しています。

## 6 意見の募集期間

令和5年(2023年)12月15日(金)から令和6年(2024年)1月22日(月)まで

## 7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目(氏名、住所、電話番号等)すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所(全般もしくは特定部分)が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所介護保険課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メール、兵庫県電子申請共同運営システムのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和6年(2024年)1月22日(月)必着とします。

正確な聴き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はお断りしています。

## 8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665(住所記載不要)

「宝塚市役所 健康福祉部 安心ネットワーク推進室 介護保険課」

電話番号 0797-77-2136(直通)

ファクシミリ 0797-71-1355

電子メールアドレス m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市役所健康福祉部 安心ネットワーク推進室 介護保険課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎2階です。

## 9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいたご意見(パブリック・コメント)については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所介護保険課(2階)、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいたご意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

## 10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画）（素案）に対する意見

○氏名または名称 \_\_\_\_\_

○住所または所在地 \_\_\_\_\_

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_(メールアドレス) \_\_\_\_\_

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画）（素案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

\_\_\_\_\_ページの\_\_\_\_\_行目からの部分

---

---

---

---

---

---

---

---

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和6年（2024年）1月22日（月）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 健康福祉部 安心ネットワーク推進室 介護保険課

（介護保険課は、市役所2階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL：0797-77-2136 FAX：0797-71-1355

E-mail：m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp



# 宝塚市地域包括ケア推進プラン

## 令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)

(宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画)(素案)概要版

宝塚市では、高齢者の健康づくりやいきがづくり、介護・福祉サービスの充実など的高齢者施策について、今後3年間の基本的な方向性と具体的方策を定める「地域包括ケア推進プラン」の策定に取り組んでいます。以下、その概要をお知らせします。

### 1. 計画の概要

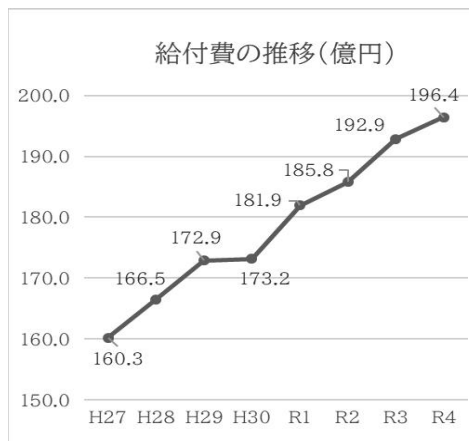
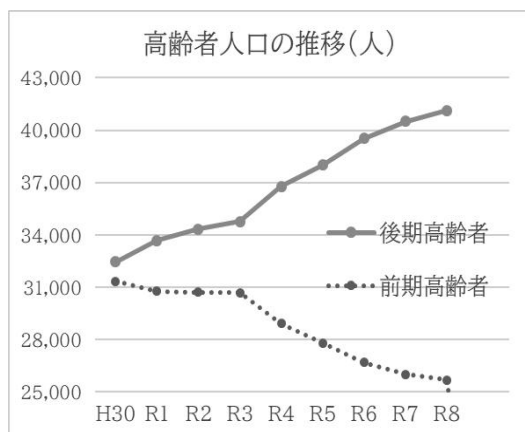
この計画は、現行の第8期計画の計画期間が令和5年度(2023年度)で終了するため策定するもので、高齢者の生活に関する諸施策の基本的な方向性と具体的な取組方策を明らかにします。

計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

アンケート調査等を通じて、高齢者の健康づくりや生活実態、福祉施策・サービスに対する意識等を把握し、介護保険の被保険者、知識経験者、医療・介護・福祉関係団体の代表者等で組織する「宝塚市介護保険運営協議会」で検討を重ね、今回の計画案をまとめました。

### 2. 宝塚市の高齢者を取り巻く状況

今後、前期高齢者(65歳から74歳)は減少しますが、医療ニーズが高まる後期高齢者(75歳以上)が増加することが見込まれています。また、介護給付費は高齢化に伴い増加傾向で推移しています。



### 3. 計画の基本理念

高齢者が、できる限り健康で、住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを送ることができ、たとえ介護や支援が必要となっても、地域全体で支え合うことができる社会の実現を目指し、これまでの計画の基本理念である「健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」を継承します。

## 4. 計画の基本方針

### (1) 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがいづくり

- 生活習慣の改善や自立した日常生活に関する意識啓発、地域における健康づくりや介護予防活動への支援に努めます。
- 就労をはじめとする社会参加の促進、文化・学習・スポーツ活動の機会拡充など、豊かな知識と経験が活かせる機会の提供に努め、高齢者のいきがいづくりを推進します。

### (2) 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築

- 生活支援サービスなどを効果的に組み合わせ、サービスの充実に努めます。
- 地域における支え合い体制の充実、地域包括支援センター等における取組の一層の強化など、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進します。
- 認知症の高齢者本人や家族を支える仕組みづくりを地域ぐるみで推進します。
- 高齢者の虐待防止や成年後見制度の活用などを地域や施設等において啓発・推進し、高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくりを推進します。

### (3) 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実

- 在宅医療・介護の連携、介護保険サービスの量と質の確保に努めるとともに、介護給付の適正化や低所得者対策、事業者への適正な指導監督などの取組を推進します。
- 介護保険財政の均衡と健全性を確保し、介護サービスの質の向上を図ることにより、介護保険制度に対する信頼性の確保に努めます。
- 高齢者の安心な暮らしを支えるため、地域支援事業を適切に提供できるよう、地域のニーズ把握や必要な体制整備を図ります。

## 5. 重点取組

### 重点取組1 介護予防・重度化防止の推進

- ・楽しみやいきがいを持ちながら、健康なときから地域で活動する機会を増やすことで、できる限り長く身体機能を維持するための介護予防や地域活動の活性化を推進します。

### 重点取組2 見守り・支えあい活動の促進

- ・日常生活圏域である地区・ブロック、小学校区、自治会圏域などの範囲における生活資源や地域活動の特性に合わせて、実態を把握、分析し、住民主体の活動を促進し、日頃の関係づくりや支え合う仕組みづくりを一層推進します。

### 重点取組3 認知症施策の推進

- ・認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう、地域で支える仕組みづくりに取り組むとともに、認知症への対応などにおける介護者の負担を軽減するためのサービスの充実を目指します。

### 重点取組4 在宅医療・介護連携の推進

- ・医療と介護の双方の支えを必要とする高齢者が今後さらに増加することから、医療と介護が連携し、本人が暮らしたい場所で暮らし続けられる体制の整備を図ります。

### 重点取組5 介護人材の確保、育成

- ・人材確保に向けた事業者支援等の充実、介護人材の定着支援、外国人介護人材の支援などにより介護人材の確保、育成に努め、介護ロボット・ICT機器等の導入支援を行うことで介護現場の生産性の向上を図ります。



## 6. 施策の展開

### (1) 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがいづくり

健康づくり・介護予防・ 重度化防止の推進 ★	○健康づくり・生活習慣病予防の推進 ○介護予防・重度化防止の推進
いきがいづくりの促進	○社会参加・交流の促進 ○生涯学習等の推進 ○雇用・就労への支援

### (2) 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築

在宅生活を支える多様な 支援の充実	○生活支援サービスの充実 ○介護家族の支援
安心して住み続けられる 住まい・まちづくり	○住まいの確保・居住環境の向上 ○暮らしやすい生活環境づくり ○生活安全対策の推進
見守り・支えあいの促進 ★	○地域の見守り体制の整備 ○生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置
地域包括支援センターの機能強化	○地域包括支援センター機能強化に向けた体制整備
地域ケア会議の推進	○地域ケア会議の推進
認知症施策の推進 ★	○普及啓発と本人発信支援 ○認知症の発症を遅らせる支援と重度化防止の支援 ○医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ○認知症バリアフリーの促進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
高齢者の権利擁護と虐待防止	○高齢者の権利擁護の推進 ○虐待や暴力の防止に向けた取組の充実

### (3) 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実

医療・介護の連携 ★	○在宅医療の充実 ○医療と介護の連携強化
介護サービスの基盤整備	○施設・居住系サービス ○地域密着型介護サービス
介護予防・生活支援サービス 事業等の充実	○介護予防・日常生活支援総合事業 ○任意事業
介護人材の確保、育成 ★	○人材確保に向けた事業所支援等の充実 ○介護人材の定着支援 ○外国人介護人材の支援 ○介護現場の革新 ○ケアマネジャーへの支援
介護保険事業の円滑な運営	○相談体制の充実 ○低所得者への配慮等 ○介護給付の適正化

★・・・重点取組

## 7. 介護保険事業等の今後の見込み

高齢化の進展により、第1号被保険者数は増加する見込みです。また、同様に要支援・要介護認定者数も増加し、令和12年度(2030年度)には要支援認定者は5,439人、要介護認定者は11,068人まで増加すると見込んでいます。

《第9期における被保険者数及び認定者数の実績と見込み》

単位:人

		令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
被保険者数	第1号被保険者	65,442	66,229	66,509	66,800	68,752
要支援・ 要介護 認定者数	第1号被保険者	13,960	14,469	14,799	15,143	16,507
	要支援1・2	4,642	4,856	4,944	5,027	5,439
	要介護1～5	9,318	9,613	9,855	10,116	11,068
	第2号被保険者	245	225	225	225	210

※被保険者数、要支援・要介護認定者数の見込み値は、令和5年9月末時点の実績値を用いて推計。

《第9期における介護保険事業の利用者数等の実績と見込み》

単位:人

	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
介護予防サービス	2,145	2,328	2,373	2,413	2,607
地域密着型介護予防サービス	6	6	7	7	7
居宅サービス	15,069	16,146	16,487	16,843	18,414
地域密着型サービス	1,192	1,277	1,356	1,423	1,552
施設サービス	1,432	1,512	1,556	1,599	1,735

※介護保険事業利用者数の見込み値は、1カ月当たりのサービス利用者数の実人数を示す。令和5年4月～6月のサービス利用実績をもとに推計。

《第9期の給付費の見込みと保険料基準額》

第9期計画期間の介護給付費と介護保険料基準額については、現在算定中です。  
 高齢化にともなう認定者数の増加により、利用されるサービス量が増加すると予想され、給付費の増加が見込まれています。

宝塚市地域包括ケア推進プラン  
 令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)  
 (宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画)(素案)概要版  
 令和5年(2023年)12月  
 宝塚市  
 (担当部局)宝塚市 健康福祉部 安心ネットワーク推進室 介護保険課  
 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
 電話 (0797)77-2136  
 FAX (0797)71-1355